Press Release

託送供給等約款の変更認可申請について

2026 年 11 月 27 日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法第 18 条第 1 項※1 に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更は、以下のとおりです。

〇需要側の系統接続に係る規律の導入

国の審議会※2 において、確保した系統容量が一部しか使用されていない事例（空押さえ）を防ぐ観点から、段階別契約（複数年にわたり契約電力を逓増させる契約）の途中段階において、計画通りの契約電力が設定されない場合には確保している系統容量を開放すること、および通常契約や段階別契約の最終契約電力を計画通りに設定されない場合には需要規模に応じた費用精算を求めることが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

なお、本日変更認可申請した「託送供給等約款」は、今後、経済産業大臣による認可を経たうえで、2027 年 4 月 1 日からの実施を予定しております。

当社は引き続き、当社サービスエリア内のレジリエンス向上やくらしの安心・安全、利便性の向上に貢献し、これまで以上にお客さまや社会から必要とされる企業を目指してまいります。

※1：電気事業法第 18 条第 1 項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：第 13 回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ（2026 年 10 月 6 日開催）

以　上